

# 指定候補となるような地区や 個々の京町家の情報を募集しています

歴史や文化の象徴である大切な京町家を残していくため、京町家条例に基づき、京町家が集積し、町並みや生活文化が色濃く残っている地区や個々の京町家を指定するとともに、**指定地区内の京町家や指定された個々の京町家の改修費用の補助**をはじめ、様々な支援を行っています。

この指定を、より効果的かつ効率的に行っていくために、市民の皆様から、指定候補となる地区や個々の京町家の情報を募集しています。町並みや生活文化が色濃く残っている地区や個々の京町家の情報がございましたら、是非、お知らせください。

※いただいた地区や京町家の情報は、指定を検討するうえでの基礎資料とさせていただきます。

## 募集内容

### 【地区指定の候補】

一定のエリアで京町家が集積し、趣のある町並み又は生活文化が色濃く残っている地区

例えば、こんな地区

- ・ 伝統的な形態・意匠をもつ京町家が連担している、又は奥庭が連担しているような地区
- ・ 時代や地域の特徴をもつ京町家が残る地区
- ・ 伝統行事や地域とかかわりがある京町家が残る地区
- ・ 伝統的なものづくり、商いに応じた建て方や形態・意匠が残っている地区

### 【個別指定の候補】

地域の趣のある町並みや生活文化を特徴づける象徴的な京町家

例えば、こんな町家

- ・ 伝統的な空間構成や形態・意匠が残っている京町家
- ・ 時代や地域を象徴するような京町家
- ・ 伝統行事や地域とかかわりがある京町家
- ・ 伝統的なものづくり、商いに応じた建て方や形態・意匠が残っている京町家

裏面の所定の項目を専用の様式にて、下記窓口まで、持参、郵送又はメールにてご提出ください。様式は下記窓口、またはホームページ（下記URL参照）からダウンロードできます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000264191.html>

指定京町家 情報募集

検索

参考 指定されたらどうなるの？

- 👉 修理・修景工事等の経費の一部が、改修補助の対象になります。
- 👉 取壊しに関する届出は、1年前までに必ずお願いします。

窓 口：京都市都市計画局まち再生・創造推進室 京町家担当

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地（分庁舎 2 階 8 番窓口）

電 話：075-222-3503

メール：machisai@city.kyoto.lg.jp

# 情報をいただく項目

## 【地区指定・個別指定 共通事項】

- ① 情報提供を行った理由（表面の「例えば」に記載されたような地区や京町家であることがわかる、具体的な状況について）
- ② 情報提供する地区や京町家の写真（①の状況がわかるもの）
- ③ 情報提供者名（団体等の場合は団体名及び担当者名）と住所及び連絡先
- ④ 情報提供をしていただく地区や京町家と、情報提供者との関係  
（主な情報提供者として、地区指定は地域の代表等やまちづくり活動の代表等をされている方、個別指定は京町家の所有者を想定しています。）

### 【地区指定】

- ⑤ 地区の範囲と当該範囲とした理由や根拠
- ⑥ 指定について、その地区内の住民の方々のご意向

### 【個別指定】

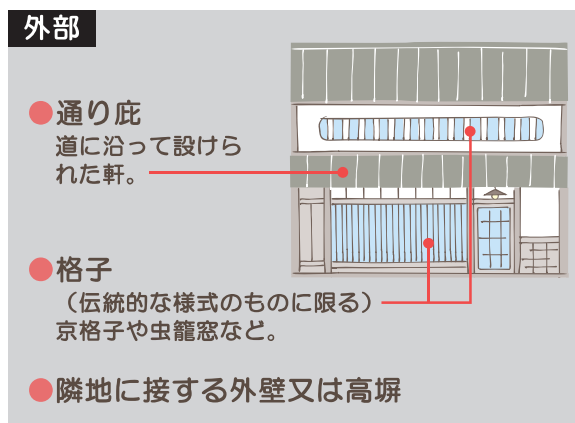
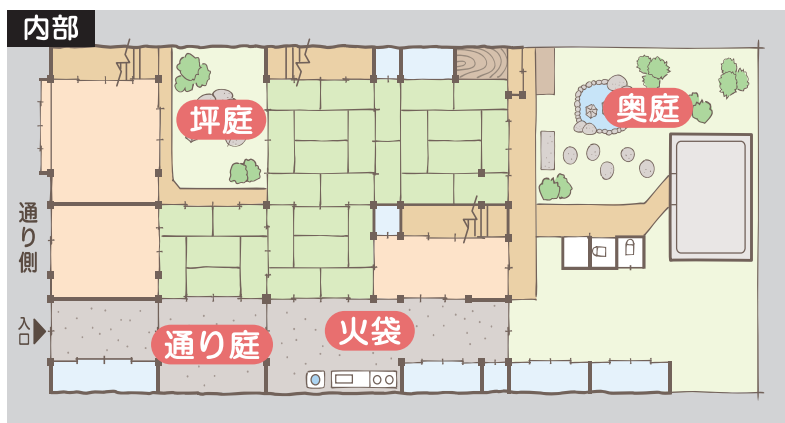
- ⑦ 京町家の所在地
- ⑧ 指定について、建物所有者のご意向  
（情報提供者が所有者と異なる場合）

## あなたのお宅も、京町家かも？

昭和25年以前に建てられた木造建築物で、伝統的な構造及び都市生活の中から生み出された形態又は意匠を有するものが京町家です。



例えば、以下のような特徴はありませんか？



お問合せ先

075-222-3503  
(まち再生・創造推進室)

【本事業は宿泊税を活用しています】

発行：令和2年3月  
京都市都市計画局まち再生・創造推進室



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

京都市印刷物 第315112号 令和2年3月発行